

### 第三節 東京芸術大学発足後

東京芸術大学は昭和二十四年六月一日に設置された。七月、第一回の入学式が行われ、続く十月四日には、音楽・美術両学部の関係者が一堂に会して開学記念式典が行われている。以下、この式典で行われた音楽演奏と美術作品展のプログラムより「音楽演奏曲目」を掲載する。なお、開学記念式典全体の詳細な資料については、本百年史『大学篇』を参照されたい。

昭和二十四年十月四日

#### 開学記念

##### 音楽演奏曲目

##### 美術作品展覧目録

東京芸術大学

#### ◎音楽演奏曲目

##### 合唱

一、誕生の讃歌……………F・シュールベルト作曲

指揮……………矢田部 勁吉

合唱……………東京藝術大学音楽学部 職員、学生、生徒

ピアノ伴奏……………水谷 達夫

##### 管弦楽

二、大學祝典序曲……………J・ブラームス作曲

指揮……………渡 邊 暁 雄

管弦楽……………東京藝術大学音楽学部 職員、学生、生徒

以上

(昭和二十四年十月四日 開学式関係書類 東京芸術大学)

東京芸術大学発足後、音楽学部では美術学部と歩調を合わせるための検討が行われていた。昭和二十四年九月十五日の教授会議事録を掲載する。

音楽学校教授会議事録 24・9・15(木)

12.30  
|  
1.15

一、定例教授会を第二木曜日のみとすること。

二、演奏系の機構改革のこと。

美術学部と一緒にしたので、その展覧会係と歩調を合わせて新しく形をかえて行かねばならぬこととなった。

補導課長(城多)

新機構  
委員二名(池内、兎束)

生徒代表

事務員

城多―委員二名の内、一人はオケ関係から一人は全体から。

兎束―機構は賛成だが、スタッフも一緒に更新した方がよい。

城多―途中だから、引続いてお願したい。委員については大学

と打合せ、内規をつくったかどうかと思う。

〔中略〕

## 六、コンクール受験の件

美術学校では展覧会への出品を二年まで禁止、三年から許可している。本校でも学校の授業に差支えなければ許可してはどうか。(研究科の生徒は申出なしに出ているが、これも届出るべきもの。)届出て許可を得ることにしておけば弊害があればやめさせることもできるし、うまく行けば勉強の奨励になる。

(手書き)

昭和二十六年五月十日付の記録では「音楽学部教授会規程」が整えられた。

### 東京芸術大学音楽学部 教授会規程

第一条 東京芸術大学音楽学部に必要な事項を審議するため教授会を置く。

第二条 教授会は、東京芸術大学音楽学部所属の教授をもつて組織する。但し教授会が必要と認めるときは、他の職員を教授会に出席せしめ意見を聴取することができる。

第三条 教授会は、法律に別段の定めがある場合を除く外左に掲げる事項を審議し、学部の方針を決定する。

一、 学部長の候補者の選定並びに教員の採用及び昇任に関する事項

二、 講座、学科並びに教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項

三、 科目の種類及び編成に関する事項

四、 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業の認定に関する事項

五、 学生の試験に関する事項。

六、 学生の懲戒に関する事項

七、 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

八、 その他学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

第四条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

第五条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

定例教授会は、毎月第一木曜十二時三十分から開き、臨時教授会は、学部長が、その必要を認めたとき又は構成員の半数以上の要求があつたときにこれを開く。

第六条 教授会は、教授会構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

議事は、出席した構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第七条 教授会に小委員会を設けることができる。

小委員会の委員は学部長が委嘱する。

第八条 小委員会は、専門事項及び重要な事項の調査立案をする。教授会に幹事一名を置き、音楽学部事務長をもつてこれに充てる。

幹事は議長の命を受け庶務を処理する。

第九条 教授会に書記二名を置き学部庶務係長及び、補導係長をもつてこれに充てる。

書記は、議長及び幹事の命を承け庶務に従事する。

## 附 則

第十条 この規程は、昭和二十六年四月二十四日から施行する。

第十一条 東京芸術大学音楽学部東京芸術大学東京音楽学校教授会  
暫定規程はこれを廃止する。

（「教授会記録 その（二）昭和二十二年～二十八年」）

昭和二十七年三月、第六十三回卒業式をもって東京音楽学校・東京美術学校は最後の卒業生を送り出した。同年四月二十五日発行の『学報』は六十余年の歳月を振り返り特集号を組んだ。そのうち東京音楽学校に  
関連する部分は本百年史『東京音楽学校篇 第二巻』第三章第八節の最後に掲載済である。